

審決取消請求事件

[平成26年11月19日判決（知財高裁） 平成26年（行ケ）第10124号](#)

キーワード：訂正要件（新規事項の追加）／図面の解釈

担当 弁理士 紙谷康史

1. 事案の概要

被告が原告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、原告は訂正請求をした。特許庁は、新規事項の追加に当たるとして訂正を認めないとした上で、本件特許の請求項1～12につき無効との審決をしたので、原告が本件審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称：製品保持手段を有する改善されたパケット

登録番号：特許第4976547号

出願日：平成20年 6月16日

優先日：平成19年 6月18日（イタリア）

登録日：平成24年 4月20日

4. 本件発明（下線部は訂正事項）

各々の個包装（11）中に包装されるスティック状の製品についてのパケットであって、上記個包装（11）は製品周囲で折り畳んだシートからなり、上記パケットは、少なくとも1つの外箱（41）を備え、この外箱（41）は、製品を少なくとも部分的に収容する複数の面と、製品を取り出すための1つの開口面と、を有し、さらに、上記製品を該パケット内に保持するために上記個包装（11）の少なくとも一部を該パケットの少なくとも一部に接着する永久接着手段（80）を備えてなるパケットにおいて、上記スティック状の製品は、上記製品の取り出し方向に沿った幅の広い2つの主要面と、同じく取り出し方向に沿った幅の狭い2つの側面と、2つの端縁と、を有する偏平形状をなし、複数の製品が上記側面同士が隣り合わせとなるように並べて配置されており、上記永久接着手段（80）は、上記個包装（11）の切離し部分（170）上に与えられ、この個包装（11）

の切離し部分（１７０）は、製品をポケットから引き出したときに上記切離し部分（１７０）に覆われていた製品の部分（９）が剥き出されるように、個包装（１１）に設けられた切取線（１７１）を介して個包装の残部（１７０ｂ）につながっているととも、上記個包装（１１）上の上記切取線（１７１）が、個包装された製品の両端縁の間に位置して方において上記切取線（１７１）と上記端縁との間に配置されており、この永久接着手段（８０）によって個包装されたスティック状の製品が上記主要面の一方においてポケットに個々に固定されている一方、隣接する製品同士は互いに接着されておらず、上記個包装（１１）上の切取線（１７１）と個包装された製品の一端縁との間の上記切離し部分（１７０）の長さが、上記切取線（１７１）と個包装された製品の他端縁との間の残部（１７０ｂ）の長さよりも短いことを特徴とするポケット。

５．争点

訂正が新規事項の追加に当たるか否か

６．裁判所の主な判断（下線は筆者）

（１）本件明細書の本文の記載を見るに、本件発明の課題、課題解決から見て、永久接着手段（８０）が、製品の主要面の両面にある場合に限られる旨の記載も、一方に限る旨の記載もない。

そして、訂正発明に対応した実施例に係る図１７及び１８には、製品の主要面の上面に永久接着手段（８０）が図示されているものの、主要面の下面には永久接着手段（８０）が図示されていない。図１８が透視図であることに照らすと、当該記載に触れた当業者は、主要面の下面に永久接着手段（８０）が示されていない以上は、下面には永久接着手段（８０）は存しないと理解するのが自然である。

また、明細書の記載に基づけば、少なくとも、本件発明において、包装製品の主要面の両面に接着手段を有する構成のみが、本件明細書に記載されているわけではないものと理解することができる。

以上を考え合わせると、図１８について、主要面の下面にも永久接着手段（８０）が存在するにもかかわらず、その記載を省略したものとして、主要面の両面に永久接着手段を有する構成のみが開示されているものと限定して捉えるのは相当でなく、同図は、主要面の上面にのみ接着手段を有する構成を開示しているものと認められるから、「主要面の一方においてのみ」切取線（１７１）と端縁との間に配置される構成（本件訂正事項）が本件明細書に記載されていると認められる。

（２）審決は、図１５の断面図において永久接着手段（８０）が製品の主要面の両面にあることが示されていることからすれば、図１２の斜視図には、主要面の下面の接着手段が

図示されていないとしても、製品とシートの上下面とが永久接着手段で接着していると解するのが自然であるとし、これと同様に、図17及び18においても、実際の実施例では製品の主要面の両面が永久接着手段で接着しているのに、下面の接着手段が図示されなかったにすぎないと判断する。

しかし、図12の断面図が図15であるとする根拠はないから、図15で示された主要面の両面に配置された永久接着手段が、図12では下面のものが省略されていると断定することはできない。そうすると、透視図である図18の図面において上記のように上面のみ接着手段が施されている構成が記載されているにもかかわらず、これを無視して、図12の下面に接着手段が記載されていないことを理由として、図17及び18の構成について、推し量るのは合理的でなく、採用できない。

以上